

第2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施状況について

検査対象	内閣府本府、総務省、47 都道府県等
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付するもの
上記に係る予算額	18 兆 3259 億円(令和 2 年度～ 4 年度)

<構成>

1 検査の背景(584 ページ)
(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要(584 ページ)
ア 制度の概要(584 ページ)
イ 交付対象事業の概要(585 ページ)
ウ 予算の概要(586 ページ)
エ 効果検証の概要(587 ページ)
(2) これまでの検査の実施状況(588 ページ)
2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(589 ページ)
(1) 検査の観点及び着眼点(589 ページ)
(2) 検査の対象及び方法(590 ページ)
3 検査の状況(590 ページ)
(1) 予算の執行状況(590 ページ)
ア 内閣府及び総務省における予算措置及びその執行状況(590 ページ)
イ 交付金事業の経済対策別執行状況(591 ページ)
ウ 予備費を財源とするコロナ交付金の執行状況(597 ページ)
(2) 交付金事業の実施状況等(598 ページ)
ア 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業(599 ページ)
イ 協力要請推進交付金(603 ページ)
ウ 事業者支援交付金(607 ページ)
エ 検査促進交付金(611 ページ)
オ 物価高騰対応分(616 ページ)
カ 重点支援交付金(618 ページ)
(3) 効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況(620 ページ)
4 本院の所見(621 ページ)

1 検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要

ア 制度の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「コロナ交付金」という。)は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている

地域経済や住民生活を支援して地方創生を図るために、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更))、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として措置されたものである。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和2年府地創第127号等。以下「制度要綱」という。)によれば、国は、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用に対してコロナ交付金を交付することとされている。

地方公共団体は、制度要綱及びその運用について定めた事務連絡に基づき、コロナ交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)の名称、事業の概要、交付対象事業と経済対策との関係、事業費やコロナ交付金の充当額(以下「交付金充当額」という。)等の事項を実施計画に記載して、内閣府に提出することとなっている。そして、内閣府は、実施計画に記載された交付対象事業が経済対策に対応した事業に該当することなどを確認するなどした上で、コロナ交付金の総額を明らかにして配分計画を作成し、これに基づき、コロナ交付金の予算を交付の事務を行う各省に移し替えることとなっている。制度要綱によれば、実施計画に記載された交付対象事業が、複数の府省が所管する事業である場合等は、総務省が交付行政庁となることとされている。そして、実施計画に記載された交付対象事業は、全て複数の府省が所管する事業等となっていたため、制度創設以降総務省のみが交付行政庁となっている。

総務省が定めた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱(総務省)」(令和2年総行政第148号)によれば、総務省は、内閣府から移し替えられたコロナ交付金の予算により、地方公共団体が作成する実施計画に記載されている交付対象事業に要する費用に対して、地方公共団体ごとの交付限度額以内でコロナ交付金を交付することなどとされている。また、地方公共団体は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、総務大臣に実績報告書を提出することとされている。そして、実績報告書には、事業名、総事業費、交付金充当額等のみを記載することとなっており、事業の概要については記載することになっていない。

イ 交付対象事業の概要

交付対象事業は、制度要綱及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」(令和2年内閣府地方創生推進室事務連絡)によれば、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業とされている。内閣府が令和2年5月に作成した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A」等によれば、交付対象事業については、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則としてコロナ交付金の使途に制限はないとされている。また、4年9月の事務連絡によれば、コロナ交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応とし

て必要な事業であれば、自由度高く活用が可能な制度であるとされている。

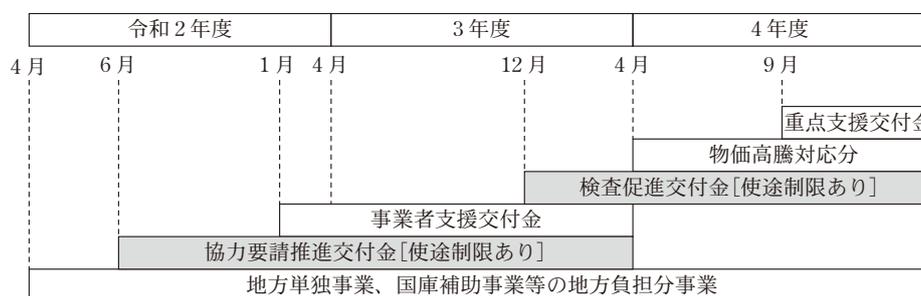
なお、コロナ交付金は、アのとおり、2年4月から4年10月までの間に決定された五つの経済対策への対応として予算が措置されており、内閣府において、コロナ交付金の対象となる地方単独事業等の別に予算が配分されている。このうち、令和2年度第2次補正予算以降に措置された「協力要請推進交付金」(以下「協力要請推進交付金」という。)及び「検査促進交付金」(以下「検査促進交付金」という。)については、その用途に制限が設けられており、それぞれ「営業時間短縮等の要請に応じた事業者に対する協力金の支給」及び「PCR 検査等無料化の取組への支援」に要する経費とされている。

そして、コロナ交付金について、予算が配分された事業等の名称及び概要を示すと図表1のとおりであり、予算が配分された事業等の推移を示すと図表2のとおりである。

図表1 コロナ交付金の予算が配分された事業等の名称及び概要

予算が配分された事業等の名称	事業等の概要
地方単独事業	新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業(経済対策に対応した事業)の実施に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費
国庫補助事業等の地方負担分事業	制度要綱に掲げる基準に適合する国の補助事業等において、地方公共団体が一部を負担することとされている費用
協力要請推進交付金	飲食店等への営業時間短縮等の要請等に伴う協力金又は酒類販売事業者に対する支援金(以下、これらを合わせて「協力金」という。)の支払等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費
事業者支援交付金	感染拡大の影響を受けている事業者の支援等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費
検査促進交付金	新型コロナウイルス感染症に係る検査(PCR 検査等又は抗原定性検査に限る。)に対する支援等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分(以下「物価高騰対応分」という。)	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(以下「重点支援交付金」という。)	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費

図表2 コロナ交付金の予算が配分された事業等の推移



ウ 予算の概要

コロナ交付金については、アの閣議決定等に掲げられた五つの経済対策を実現するために、2年度の制度創設以降、累次にわたる補正予算及び予備費により、4年度までに累計で18兆3259億余円が内閣府所管の予算として措置されており、5年度以降は予算が措置されていない。

各年度の予算措置の状況は図表3のとおりである。

図表3 各年度の予算措置の状況

(単位：億円)

年度	予算額	経済対策の名称	財源内訳	予算措置額	予算が配分された事業等ごとの配分額								
					地方単独事業	国庫補助事業等の地方負担分	協力要請推進交付金	事業支援交付金	検査促進交付金	物価高騰対応	重点支援交付金		
令和2年度	7兆8791	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(2年4月)	第1次補正予算(2年4月)	1兆0000	7060								
			第2次補正予算(2年6月)	2兆0000	1兆9500								
		国民の命と暮らしを守るための総合経済対策(2年12月)	予備費(2年12月)	2169				2169					
			予備費(3年1月)	7417				7417					
			第3次補正予算(3年1月)		1兆5000	1兆0000							
						2000							
									2000				
			予備費(3年2月)	8801				8801					
予備費(3年3月)	1兆5402				1兆5402								
3年度	7兆2968	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(3年11月)	補正予算(3年12月)	6兆7968		1兆2000							
							3000						
									注(1) 4兆9768				
											3200		
4年度	3兆1500	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(4年4月)	予備費(4年4月)	8000						注(2) 8000			
			予備費(4年9月)	4000							注(3) 4000		
		物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(4年10月)	第2次補正予算(4年11月)	7500		4500			3000				
			予備費(5年3月)	1兆2000								1兆2000	
計			補正予算計	12兆0468	4兆8560	1兆2440	5兆2268	1000	6200				
			予備費計	6兆2791			3兆3791	5000		8000	1兆6000		
合計			補正予算と予備費の合計	18兆3259	4兆8560	1兆2440	8兆6059	6000	6200	8000	1兆6000		

注(1) 令和3年度の協力要請推進交付金には、2年度の地方単独事業の繰越額のうち10.9億円、国庫補助事業等の地方負担分事業の繰越額のうち0.4億円、計11.4億円を流用している。

注(2) 令和4年4月の物価高騰対応分には、別途3年度補正の地方単独事業の繰越額のうち2000億円を流用している。

注(3) 令和4年9月の重点支援交付金には、別途4年4月予備費の物価高騰対応分のうち2000億円を流用している。

注(4) 本図表の予備費は、全て予算総則で用途を制限した予備費となっている。

注(5) 本文中及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある(以下、図表において同じ。)

エ 効果検証の概要

内閣府は、地方公共団体に対して、コロナ交付金を活用して実施した個々の交付対象

事業(以下「交付金事業」という。)の終了後に、効果の検証(以下「効果検証」という。)を実施し、検証結果を公表するなど説明責任を果たすよう要請している。検査したところ、地方公共団体において交付金事業の適切な方法による効果検証が実施されていない事態が見受けられたことから、本院は、内閣総理大臣に対して4年10月に、内閣府において、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知することなどについて、会計検査院法第36条の規定により意見を表示している。

そして、内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発し、地方公共団体において、適切な方法により速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知している。

また、4年12月23日に改正された制度要綱等において、地方公共団体は、実施計画に基づき交付金事業の実施状況及びその効果をインターネット等の利用により公表することとされている。内閣府は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A」において効果検証の実施及び公表について、地方公共団体ごとの事業の進捗状況や効果検証の方法に基づき、適切な方法で、適切な時期に行うよう求めているほか、事務連絡において、コロナ交付金について、一部その用途について議論もあることから、効果的、効率的な事業に活用するとともに、各地方公共団体において説明責任を果たすよう要請している。

なお、5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき策定された「新経済・財政再生計画改革工程表2023」では、交付金事業について、6年度までに実施状況及び効果を公表している地方公共団体数100%を目指すこととされている。そして、内閣府は6年6月に、4年度までの効果検証については、全ての地方公共団体において公表済みであるとしている。

(2) これまでの検査の実施状況

本院がコロナ交付金について検査した結果を掲記したものは図表4のとおりとなっている。そして、令和3年度決算検査報告及び令和4年度決算検査報告に掲記した不当事項、会計検査院法第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項は、いずれも地方単独事業や国庫補助事業等の地方負担分事業により実施された事業が対象となっている。

図表4 コロナ交付金について本院が検査した結果を掲記したもの

報告名	掲記区分等	府省名	件名
令和2年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	16府省等	「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」
令和3年度決算検査報告	不当事項(3件)	総務省	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費が過大に精算されていたなどのもの」
	会計検査院法第36条の規定による処置要求及び意見表示	内閣府 総務省	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、商品券等の配布事業において使用期限経過後の未換金相当額等に交付金を充当しない取扱いとするなどした上でその旨を地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求するとともに、水道料金等の減免事業において実施計画の確認を確実に実行できるようにするための方策を検討するなどしたり、効果検証の趣旨に沿った適切な方法により、速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう地方公共団体に対して周知したりするよう意見を表示したもの」
	特定検査対象に関する検査状況	17府省等	「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告(令和5年9月)	国会からの検査要請事項に関する報告	9府省等	「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」
令和4年度決算検査報告	不当事項(15件)	総務省	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていたもの」
	会計検査院法第36条の規定による処置要求	内閣府 総務省	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業の実施に当たり、物品配布等事業において使用されていない物品の活用を促進する方策を検討するよう地方公共団体に対して周知するなどするとともに、端末購入等事業における超過期間に係る保守費用等について交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めるなどした上で、実施計画上で交付の対象となる範囲を明らかにすることなどを地方公共団体に対して周知するなどするよう改善の処置を要求したもの」

(注) 会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告(令和5年9月)には、コロナ交付金に係る予備費の使用等の状況が含まれている。

図表4のうち、不当事項については、指摘を受けた地方公共団体はコロナ交付金の国庫への返還を行うとしている。また、令和3年度決算検査報告に掲記した会計検査院法第36条の規定による処置要求及び意見表示のうち、商品券等の配布事業において使用期限経過後の商品券等に係る未換金相当額等が滞留するなどしている事態、金融機関から融資を受けた中小企業者等が負担した信用保証料の補助等事業において保証対象の債務に係る繰上償還に伴い生じた信用保証料等の過払い分の返金等が地方公共団体に滞留している事態については、本院の指摘に基づきコロナ交付金を国庫へ返還する仕組みが整備されたことなどにより、該当する地方公共団体はコロナ交付金を国庫へ返還する必要がある。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

コロナ交付金については、1(1)のとおり、2年度の制度創設から数年間にわたり補正予算や予備費により多額の予算措置が行われて、地方公共団体に交付されているが、地方公共団体における事業の執行に関しては、不正受給が発生していることや、新型コロナウイ

ルス感染症対策として実施したとする事業内容への疑義などが報じられている。

そして、地方公共団体は、内閣府に実施計画を、総務省等に実績報告書をそれぞれ別々に提出しているため、国は交付金事業の実施状況や交付金充当額について網羅的に把握していない状況であり、コロナ交付金の全体の執行状況を取りまとめたものは公表されていない。

また、内閣府は、コロナ交付金の効果検証に関する調査を3年度から5年度までの間に実施してその結果を公表しており、交付金充当額等に関しては、実施計画に記載された全ての事業を調査対象としたとしているが、交付金事業の実績、効果等に関しては、全ての事業ではなく地方公共団体や内閣府が抽出した事業を対象として、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえて取りまとめていた。

そこで、本院は、^(注1) 合规性、^(注1) 経済性、^(注1) 有効性、^(注1) 透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、2年度の制度創設から4年度(5年3月の予備費の使用決定)までの間に予算が措置されたコロナ交付金の全体像について、国の予算措置とその執行状況はどのようになっているか、交付を受けた地方公共団体における事業の執行状況はどのようになっているか、事業の実施体制や審査体制はどのようになっているか、コロナ交付金に係る不正受給等の発生やそれに伴う返還等の状況はどのようになっているか、コロナ交付金の財源として予備費が充てられているものについては使用決定から執行までの状況はどのようになっているか、地方公共団体における効果検証において説明責任が果たされているかなどに着眼して検査した。

(注1) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

2年度から5年度までの間に地方公共団体(47都道府県及び1,741市区町村(コロナ交付金の交付を受けた市区町村))に対して交付されたコロナ交付金を対象として、内閣府本府、総務本省及び43都道府県^(注2)(うち管内市区町村を含む会計実地検査は16都道府県)において会計実地検査を行うほか、上記の地方公共団体に係る実施計画及び実績報告書の提出を受けるとともに、44都道府県^(注3)から調書の提出を受け、これらを分析するなどして検査した。

また、協力要請推進交付金による事業及び検査促進交付金による事業については、内閣感染症危機管理統括庁(5年8月31日以前は内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)が制度設計、都道府県との協議等を行っていることから、内閣府を通じて同庁の見解を確認するなどして検査した。

(注2) 43都道府県 福島県及び「令和6年能登半島地震」により被災した新潟、富山、石川各県を除く。

(注3) 44都道府県 「令和6年能登半島地震」により被災した新潟、富山、石川各県を除く。

3 検査の状況

(1) 予算の執行状況

ア 内閣府及び総務省における予算措置及びその執行状況

コロナ交付金は2年度から4年度までの間に18兆3259億余円が内閣府所管として予算措置され、内閣府は、これらの予算のうち総務省へ計15兆2991億余円(うち予備費使用額6兆2222億余円)を移し替えており、総務省へ移し替えされなかった4、5両年

度の計3兆0268億余円(同568億余円)が不用額となっている。

そして、総務省は、地方公共団体へ計15兆0579億余円(うち予備費使用額6兆1665億余円)を交付しており、2年度から5年度までの間の計2396億余円(同549億余円)が不用額となっている。

不用額については、内閣府と総務省で計3兆2665億余円となっている(図表5参照)。

図表5 コロナ交付金に係る予算の執行状況 (単位：億円)

年度	財源の内訳	内閣府				総務省			
		歳出予算額	総務省への移替額(支出済歳出額)	翌年度繰越額	不用額	歳出予算額(内閣府からの移替額)	地方公共団体への交付額(支出済歳出額)	翌年度繰越額	不用額
令和2年度	補正予算と予備費の計	7兆8791	5兆0110	2兆8680	—	5兆0110	2兆6144	2兆3958	7
	うち予備費の額	3兆3791	1兆6288	1兆7502	—	1兆6288	2817	1兆3470	—
3年度	補正予算と予備費の計	7兆2968	5兆7195	4兆4454	—	5兆7195	6兆8229	1兆2566	357
	うち予備費の額	5000	2兆2502	—	—	2兆2502	3兆4163	1786	23
4年度	補正予算と予備費の計	3兆1500	3兆1201	1兆8931	2兆5821	3兆1201	3兆7981	5014	771
	うち予備費の額	2兆4000	1兆1461	1兆2538	—	1兆1461	9418	3777	51
5年度	補正予算と予備費の計	—	1兆4484	—	4446	1兆4484	1兆8223	14	1261
	うち予備費の額	—	1兆1969	—	568	1兆1969	1兆5265	7	474
計	補正予算と予備費の計	18兆3259	15兆2991	/	3兆0268	15兆2991	15兆0579	/	2396
	うち予備費の額	6兆2791	6兆2222	/	568	6兆2222	6兆1665	/	549

注(1) 図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「—」は皆無を示している(以下、図表において同じ。)

注(2) 歳出予算額(当初予算額、補正予算額並びに予算移替増加額及び予算移替減少額の合計)に前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額及び予算決定後移替増減額を加減したものが歳出予算現額となる。

イ 交付金事業の経済対策別執行状況

内閣府は、1(1)アのとおり、制度要綱等に基づき、コロナ交付金の交付を受けようとする地方公共団体に対して、交付対象事業の名称、事業の概要、交付対象事業と経済対策との関係、事業費や交付金充当額等の事項を記載した実施計画を提出させ、その内容を確認するなどしている。1(1)イのとおり、コロナ交付金は、2年4月から4年10月までの間に決定された五つの経済対策への対応として措置されたものである。

そして、五つの経済対策には計14の「経済対策の柱」とそれに基づく取組が記載されている。内閣府は、「経済対策の柱」に基づく取組を「経済対策の区分」として設定し、これを実施計画に記載させることとしており、経済対策の別に「経済対策の柱」と「経済対策の区分」については図表6のとおりとなっている。

図表6 内閣府が設定した経済対策の区分

経済対策の名称(閣議決定年月)	経済対策の柱	経済対策の区分
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月)	I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	①-I-1. マスク・消毒液等の確保
		①-I-2. 検査体制の強化と感染の早期発見
		①-I-3. 医療提供体制の強化
		①-I-4. 治療薬・ワクチンの開発加速
		①-I-5. 帰国者等の受入れ体制の強化
		①-I-6. 情報発信の充実
		①-I-7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
		①-I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備
	II 雇用の維持と事業の継続	①-II-1. 雇用の維持
		①-II-2. 資金繰り対策
		①-II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
		①-II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援
		①-II-5. 税制措置
	III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	①-III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
		①-III-2. 地域経済の活性化
	IV 強靱な経済構造の構築	①-IV-1. サプライチェーン改革
①-IV-2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援		
①-IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速		
①-IV-4. 公共投資の早期執行等		
国民の命と暮らしを守るための総合経済対策(2020年12月)	I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	②-I-1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援
		②-I-2. PCR検査・抗原検査の体制整備
		②-I-3. ワクチン接種体制の整備、治療薬の開発等
		②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底
		②-I-5. 感染症の収束に向けた国際協力
	II ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	②-II-1. デジタル改革
		②-II-2. グリーン社会の実現
		②-II-3. 中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援
		②-II-4. イノベーションの促進
		②-II-5. サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上
		②-II-6. 地方への人の流れの促進など活力ある地方創り
		②-II-7. 成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ
		②-II-8. 更なる輸出拡大を軸とした農林水産業の活性化
②-II-9. 家計の暮らしと民需の下支え		

第4章 第2節 特定検査対象に関する検査状況 第2

経済対策の名称(閣議決定年月)	経済対策の柱	経済対策の区分
コロナ克服・新時代の経済対策(3年11月)	I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	③-I-1. 医療提供体制の強化
		③-I-2. ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保
		③-I-3. 感染防止策の徹底
		③-I-4. 事業者への支援
		③-I-5. 生活・暮らしへの支援
		③-I-6. エネルギー価格高騰への対応
	II 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	③-II-1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開
		③-II-2. ワクチン・治療薬等の国内開発
		③-II-3. 感染症の収束に向けた国際協力等
		③-II-4. 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行
	III 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	③-III-1. 科学技術立国の実現
		③-III-2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」
		③-III-3. 経済安全保障
③-III-4. 公的部門における分配機能の強化等		
コロナ禍における「原油価格・物価高騰等緊急対策」(4年4月)	I 原油価格高騰対策	④-I. 原油価格高騰対策
	II エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	④-II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策
	III 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	④-III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等
	IV コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	④-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
物価高克服・経済再生の実現のための総合経済対策(4年10月)	IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保	⑤-IV-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化

1(1)のとおり、地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり地域の実情に合わせて必要とする事業とその事業内容等を記載した実施計画を作成し、内閣府へ提出するなどしてコロナ交付金の交付を受けている。そして、地方公共団体は、交付を受けたコロナ交付金について、実施計画に基づいて実施した事業に充当しているが、全ての地方公共団体が実施計画に記載した全ての事業を実施しているわけではない。また、実績報告書は事業名、総事業費、交付金充当額等のみの記載となっており、事業の概要が記載されていない。

このため、交付金事業の概要と執行状況を把握するには、実績報告書により実施した事業を特定して、特定した事業を更に実施計画と突合する必要がある。突合に際しては、実施計画と実績報告書とで異なる事業名等により提出されるものもあるため、その場合、実績報告書により特定した事業が実施計画のどの事業に該当するか当該地方公共団体に確認する必要がある。

また、実施計画は内閣府に、実績報告書は総務省等にそれぞれ別々に提出されるため、コロナ交付金の交付を受けた全ての地方公共団体における交付金事業の実施状況や交付金充当額については、網羅的に把握することができない状況となっている。

そこで、本院において、コロナ交付金の事業等のうち用途に制限が設けられている「協力要請推進交付金」及び「検査促進交付金」を除く事業等について、47都道府県1,741市区町村が5年11月までに内閣府に提出した実施計画に基づき実施した事業(計164,803事業)を対象として、実施計画と実績報告書とを突合するとともに、当該地方公共団体に確認するなどして「経済対策の柱」及び「経済対策の区分」の別により集計したところ、次のような状況となっていた。

(ア) 「経済対策の柱」の別による事業費とコロナ交付金の充当の状況

各地方公共団体が実施し額の確定を受けた上記の交付金事業164,803事業について、総務省等へ提出された実績報告書に記載された事業と、内閣府へ提出された実施計画に記載された事業とを突合して、「経済対策の柱」の別により集計したところ、事業費とコロナ交付金の充当の状況は、図表7のとおりとなっていた。

図表7 「経済対策の柱」の別による事業費とコロナ交付金の充当の状況 (単位：事業、百万円)

経済対策の名称 (閣議決定年月)	経済対策の柱	事業数	事業費	交付金充当額
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 (令和2年4月)	I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	54,492	1,260,135	963,134
	II 雇用の維持と事業の継続	31,015	3,620,425	2,153,676
	III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	19,812	1,075,475	850,117
	IV 強靱な経済構造の構築	14,241	540,629	393,521
国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (2年12月)	I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	2,679	132,868	95,031
	II ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	3,097	81,841	60,448
コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (3年11月)	I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	20,030	511,571	323,815
	II 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	2,213	41,179	33,316
	III 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	2,723	51,349	36,512
コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」 (4年4月)	I 原油価格高騰対策	4,513	102,674	86,717
	II エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	1,615	29,908	25,680
	III 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	510	22,234	16,768
	IV コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	7,283	363,254	290,529
物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (4年10月)	IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保	580	6,420	3,831
計		164,803	7,839,969	5,333,101

交付金充当額についてみると、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月)の四つの柱のうち、「II雇用の維持と事業の継続」に2兆1536億余円、「I感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」に9631億余円、「III次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」に8501億余円等が充当されており、協力要請推進交付金及び検査促進交付金を除く交付金充当額の総額(5兆3331億余円)に占める割合はそれぞれ40.3%、18.0%、15.9%であり、三つの経済対策の柱で全体の74.3%を占めていた。

(イ) 「経済対策の区分」の別による年度ごとのコロナ交付金の充当の状況

地方公共団体における交付金事業について、年度ごとの「経済対策の区分」の別による交付金充当額を集計したところ、図表8のとおりとなっており、2、3両年度は「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月)の「II雇用の維持と事業の継続」のうち、「①-II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援」に、2年度9385億余円、3年度6193億余円が充当されており、各年度の交付金充当額の総額(2年度3兆0485億余円、3年度1兆6343億余円)に占める割合はそれぞれ

30.7%、37.8%となっていた。一方、4年度は、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月)のうち「IVコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援」に2905億余円、「I原油価格高騰対策」に867億余円が充当されており、4年度の交付金充当額の総額(6501億余円)に占める割合はそれぞれ44.6%、13.3%であり、物価高騰対策が交付金充当額の総額の過半を占めていた。

図表8 「経済対策の区分」の別による年度ごとのコロナ交付金の充当の状況 (単位:千円)

経済対策の名称 (閣議決定年月)	経済対策の柱	経済対策の区分	交付金充当額 (2年度)	交付金充当額 (3年度)	交付金充当額 (4年度)	計
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 (令和2年4月)	I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	①-I-1. マスク・消毒液等の確保	237,237,862	68,368,417	—	305,606,279
		①-I-2. 検査体制の強化と感染の早期発見	37,482,812	35,452,418	—	72,935,231
		①-I-3. 医療提供体制の強化	218,443,678	114,229,257	—	332,672,936
		①-I-4. 治療薬・ワクチンの開発加速	245,045	172,945	—	417,990
		①-I-5. 帰国者等の受入れ体制の強化	1,073,331	810,944	—	1,884,275
		①-I-6. 情報発信の充実	18,074,344	9,702,076	—	27,776,421
		①-I-7. 感染国等への緊急支援に対する抛出等の国際協力	26,366	11,550	—	37,916
		①-I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	186,396,260	35,407,030	—	221,803,291
	II 雇用の維持と事業の継続	①-II-1. 雇用の維持	37,395,863	17,196,374	—	54,592,237
		①-II-2. 資金繰り対策	240,726,595	26,061,755	—	266,788,350
		①-II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	938,534,132	619,391,786	—	1,557,925,918
		①-II-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	213,208,084	60,807,585	—	274,015,670
		①-II-5. 税制措置	330,145	24,139	—	354,284
	III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	①-III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	190,324,210	85,812,556	—	276,136,766
		①-III-2. 地域経済の活性化	393,069,394	180,910,894	—	573,980,289
		①-IV-1. サプライチェーン改革	8,724,630	2,865,341	—	11,589,971
		①-IV-2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	10,917,369	1,817,427	—	12,734,797
	IV 強靱な経済構造の構築	①-IV-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	277,942,139	53,288,019	—	331,230,159
		①-IV-4. 公共投資の早期執行等	27,850,246	10,116,531	—	37,966,777
②-I-1. 医療提供体制の確保と医療機関等への支援		2,725,475	30,292,481	—	33,017,957	
②-I-2. PCR検査・抗原検査の体制整備		620,406	26,068,288	—	26,688,695	
国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策 (2年12月)	I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	②-I-3. ワクチン接種体制の整備、治療薬の開発等	541,892	3,388,333	—	3,930,226
		②-I-4. 知見に基づく感染防止対策の徹底	1,642,000	29,738,508	—	31,380,509
		②-I-5. 感染症の収束に向けた国際協力	—	14,608	—	14,608
		②-II-1. デジタル改革	1,070,717	15,761,345	—	16,832,062
		②-II-2. グリーン社会の実現	285,731	733,816	—	1,019,548
	II ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	②-II-3. 中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援	1,329,568	18,909,743	—	20,239,311
		②-II-4. イノベーションの促進	264,382	1,162,482	—	1,426,864
		②-II-5. サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上	—	54,014	—	54,014
		②-II-6. 地方への人の流れの促進など活力ある地方創り	572,031	6,877,880	—	7,449,911
		②-II-7. 成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ	633	424,643	—	425,276
		②-II-8. 更なる輸出拡大を軸とした農林水産業の活性化	44,448	727,688	—	772,137
		②-II-9. 家計の暮らしと民需の下支え	1,426,996	10,802,450	—	12,229,446
		③-I-1. 医療提供体制の強化	—	4,840,312	9,001,031	13,841,343
コロナ克服・新時代開拓のための経済対策 (3年11月)	I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止	③-I-2. ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保	—	2,987,944	2,653,299	5,641,243
		③-I-3. 感染防止策の徹底	—	26,680,474	60,818,079	87,498,554
		③-I-4. 事業者への支援	—	84,804,009	57,945,062	142,749,071
		③-I-5. 生活・暮らしへの支援	—	28,567,146	41,096,588	69,663,734
		③-I-6. エネルギー価格高騰への対応	—	2,787,412	1,634,303	4,421,716
		③-II-1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開	—	8,929,067	24,173,049	33,102,117
	II 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え	③-II-2. ワクチン・治療薬等の国内開発	—	—	20,000	20,000
		③-II-3. 感染症の収束に向けた国際協力等	—	26	47,848	47,874
		③-II-4. 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行	—	146,794	—	146,794
		③-III-1. 科学技術立国の実現	—	263,934	1,061,880	1,325,814
III 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動	③-III-2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	—	5,297,670	26,262,380	31,560,050	
	③-III-3. 経済安全保障	—	142,505	122,914	265,419	
	③-III-4. 公的部門における分配機能の強化等	—	1,533,819	1,827,313	3,361,132	

経済対策の名称 (閣議決定年月)	経済対策の柱	経済対策の区分	交付金充当額 (2年度)	交付金充当額 (3年度)	交付金充当額 (4年度)	計
コロナ禍における [原油価格・物価高騰等総合緊急対策] (4年4月)	I 原油価格高騰対策	④—I. 原油価格高騰対策	—	—	86,717,212	86,717,212
	II エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	④—II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	—	—	25,680,486	25,680,486
	III 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	④—III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	—	—	16,768,696	16,768,696
	IV コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	④—IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	—	—	290,529,028	290,529,028
物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 (4年10月)	IV 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保	⑤—IV—1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	—	—	3,831,167	3,831,167
計			3,048,526,798	1,634,384,457	650,190,341	5,333,101,597

ウ 予備費を財源とするコロナ交付金の執行状況

交付金事業のための予算措置についてみると、予備費を財源とするものは、2年度から4年度までの間に計6兆2791億余円となっており、コロナ交付金全体(18兆3259億余円)の34.2%を占めている。そして、内閣府及び総務省における予備費を財源とする事業等別の執行状況は、図表9のとおりとなっており、内閣府についてみると、翌年度繰越額は2年度1兆7502億余円(予備費使用額の51.7%)、4年度計1兆2538億余円(同52.2%)となっており、不用額は5年度計568億余円(4年度に使用決定した額計の2.3%)となっていた。また、総務省についてみると、翌年度繰越額は2年度1兆3470億余円(移替額の82.7%)、3年度1786億余円(同7.9%)、4年度計3777億余円(同32.9%)、5年度計7億余円(同0.06%)となっており、不用額は2年度から5年度までに計549億余円(2年度から5年度までの移替額計の0.8%)となっていた。

図表9 予備費を財源とする事業等別の執行状況 (単位：百万円)

使用決定年度	事業等	年度	予備費使用額	内閣府				総務省		
				事業間流用	総務省への移替額	翌年度繰越額	不用額	地方公共団体への交付額	翌年度繰越額	不用額
令和2年度	協力要請推進交付金	2年度	3,379,107	—	1,628,854	1,750,253	—	281,785	1,347,068	—
		3年度	—	—	1,750,253	—	—	3,096,546	—	774
3年度	事業者支援交付金	3年度	500,000	—	500,000	—	—	319,809	178,612	1,578
		4年度	—	—	—	—	—	174,145	1,236	3,230
		5年度	—	—	—	—	—	281	—	954
4年度	物価高騰対応分	4年度	800,000	▲ 200,000	591,549	8,450	—	419,918	170,787	843
		5年度	—	—	8,374	—	75	169,058	128	9,975
	重点支援交付金	4年度	1,600,000	200,000	554,597	1,245,402	—	347,823	205,723	1,050
		5年度	—	—	1,188,606	—	56,795	1,357,161	660	36,507
年度別計		2年度	3,379,107	—	1,628,854	1,750,253	—	281,785	1,347,068	—
		3年度	500,000	—	2,250,253	—	—	3,416,355	178,612	2,353
		4年度	2,400,000	—	1,146,147	1,253,852	—	941,887	377,747	5,124
		5年度	—	—	1,196,981	—	56,871	1,526,501	789	47,437
合計			6,279,107		6,222,236		56,871	6,166,531		54,915

図表9において、4年度に予備費の使用が決定された重点支援交付金1兆6000億円のうち5000億円は、低所得者世帯支援事業として住民税非課税世帯に対して一律に3万円を支給する事業の予算である。その財源となる5000億円について、内閣府は、5年3月24日に予備費の使用要求書を財務省へ送付し、同月28日の閣議決定により予備費使用要求額と同額の使用決定が行われている。

内閣府は、この予備費使用額について、4年度内に総務省への移替えを行い、移替えを受けた総務省において、市区町村に対して同年度内に交付決定を行う予定であったとしている。しかし、内閣府に対して、予備費使用決定日(5年3月28日)から年度末(5年3月31日)までの短期間でどのように執行することを想定していたのかなどについて確認したところ、その内容は判然としなかった。

そして、使用決定された予算の執行状況についてみると、内閣府は、地方公共団体における実施計画の作成等に時間を要したとして、予備費の使用決定を受けた翌日の同月29日に全額を5年度に繰り越して、総務省への移替えを行ったのは同年7月24日となっていた。

交付行政庁である総務省は、同月31日以降、市区町村に対して交付決定を行い、これらの交付決定を受けた市区町村は、6年4月15日までに対象世帯に対して支給を終了していた。なお、予備費の使用決定を受けた日から市区町村が支給を完了するまでの期間は、193日から385日を要していた。

(2) 交付金事業の実施状況等

1(1)アのとおり、各地方公共団体は、実施計画において、交付対象事業の名称、事業の概要、交付対象事業と経済対策との関係、事業費や交付金充当額等の事項を記載することとされている。

一方で、実績報告書においては、交付金事業の交付対象事業の名称、事業費及び交付金充当額の記載のみで、交付対象事業の目的、経済対策との関係については記載されていない。

3(1)イのとおり、地方公共団体は、交付を受けたコロナ交付金について、実施計画に記載した全ての事業を実施しているわけではなく、実績報告書には事業の概要が記載されていないため、交付金事業について、地方公共団体が実施した事業の概要や執行状況を把握するには、実績報告書に記載された事業を特定して、特定した事業を更に実施計画と突合する必要がある。また、突合に際しては、実施計画と実績報告書で異なる事業名等により提出されるものもあり、その場合、実績報告書により特定した事業が実施計画のどの事業に該当し、実施した事業の内容等を当該地方公共団体に確認する必要がある。

そこで、本院が、44都道府県から調書の提出を受けるなどして、2年度から5年度までの間に、44都道府県が実施した交付金事業の事業費及び交付金充当額について、コロナ交付金の事業等別に集計したところ、図表10のとおりとなっていた。

図表10 44都道府県のコロナ交付金の事業等別の執行状況(令和2～5年度)

(単位：百万円)

事業等	事業実施期間	事業費	交付金充当額
地方単独事業	令和2～5年度	3,984,949	2,650,336
国庫補助事業等の地方負担分事業	2～5年度	227,944	85,532
協力要請推進交付金	2～4年度	6,583,984	5,934,621
事業者支援交付金	3～5年度	697,354	449,365
検査促進交付金	3～5年度	237,538	200,122
物価高騰対応分	4～5年度	307,229	274,625
重点支援交付金	4～5年度	787,221	657,595
計		12,826,221	10,252,199

また、令和3年度決算検査報告及び令和4年度決算検査報告に掲記した事項について国庫への返還が生じていること、44都道府県が実施した交付金事業において不正受給等が発生し事業費の返還が発生している地方公共団体があることから、5年度末時点における国庫への返還状況等について、コロナ交付金の事業等別に集計したところ、図表11のとおりとなっていた。

なお、国庫への返還を要する額は、交付金事業において補助金等を不正受給するなどした事業者から地方公共団体に返還される額の中の交付金充当額であり、事業者から地方公共団体に返還されなければ国庫へも返還されないことから、未返還額となる。

図表11 コロナ交付金の事業等別の国庫への返還の状況(令和5年度末) (単位：千円)

事業等	国庫への返還を要する額	国庫への返還済額	未返還額
地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業	2,207,126	1,212,593	994,533
協力要請推進交付金	1,938,636	943,609	995,027
事業者支援交付金	542,940	523,659	19,280
検査促進交付金	15,858,306	817,669	15,040,637
計	20,547,010	3,497,531	17,049,478

そして、図表10の44都道府県のコロナ交付金の事業等別の執行状況及び図表11のコロナ交付金の事業等別の国庫への返還の状況について、各事業等の検査の状況は、次のとおりとなっていた。

ア 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業

(ア) 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業の概要

地方単独事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業(経済対策に対応した事業)の実施に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費とされている。

また、国庫補助事業等の地方負担分事業は、制度要綱に掲げる基準に適合する国の補助事業等において、地方公共団体が一部を負担することとされている費用とされており、制度要綱別表に定める国の補助事業等に該当する事業が交付対象事業とされている。

(イ) 地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

地方公共団体における地方単独事業及び国庫補助事業等の地方負担分事業の実施状況について、44都道府県から調書の提出を受けるなどして集計したところ、2年度から5年度までの間に実施計画に基づき実施した地方単独事業は、計16,786事業、事業費計3兆9849億余円、交付金充当額計2兆6503億余円、国庫補助事業等の地方負担分事業は、計3,553事業、事業費計2279億余円、交付金充当額計855億余円となっていた(図表12及び13参照)。

図表12 地方単独事業の実施状況(令和5年度末現在)

(単位：事業、千円)

都道府県名	実施計画			実績報告		
	事業数	事業費	交付金充当額	事業数	事業費	交付金充当額
北海道	311	202,023,921	173,775,354	289	206,400,376	119,309,280
青森県	428	60,205,169	59,156,621	369	48,532,862	38,004,988
岩手県	418	40,241,081	39,768,997	417	38,450,400	37,875,932
宮城県	477	85,065,005	55,697,547	468	72,354,009	41,419,122
秋田県	537	45,284,154	45,269,836	522	40,608,776	38,695,195
山形県	592	41,453,883	41,384,261	586	34,717,597	33,996,680
福島県	318	63,235,652	61,456,293	296	52,894,957	42,084,094
茨城県	281	65,575,824	64,988,406	280	55,289,911	54,550,808
栃木県	363	61,960,321	61,142,802	308	44,161,116	36,199,878
群馬県	150	54,231,191	52,387,838	144	80,007,518	37,963,705
埼玉県	518	475,024,836	454,825,452	496	174,166,913	168,576,855
千葉県	189	152,958,271	152,506,838	121	113,923,631	108,842,108
東京都	123	3,233,475,347	872,035,495	57	370,087,646	186,373,160
神奈川県	794	931,057,070	96,835,628	562	198,130,710	183,535,891
福井県	531	56,933,573	54,252,400	439	46,993,605	33,676,376
山梨県	776	58,799,527	58,256,957	708	40,287,691	36,177,153
長野県	378	229,898,193	51,579,728	342	364,341,200	47,790,970
岐阜県	835	178,184,790	57,420,952	841	171,391,409	52,069,237
静岡県	270	131,894,216	68,337,335	246	99,512,214	57,669,338
愛知県	742	314,792,561	302,454,591	458	121,261,243	101,724,625
三重県	564	59,354,003	51,828,845	551	52,800,678	40,357,192
滋賀県	547	36,552,573	35,138,229	526	32,445,972	30,956,593
京都府	248	59,391,209	58,657,513	248	57,140,612	56,792,004
大阪府	171	251,586,383	229,825,874	170	226,870,742	176,059,314
兵庫県	764	192,064,749	168,606,447	669	127,189,808	107,454,599
奈良県	152	97,434,251	72,541,247	141	54,251,480	36,050,312
和歌山県	153	41,269,912	41,115,801	145	33,986,684	30,453,291
鳥取県	514	45,310,046	44,237,285	363	32,759,855	31,850,254
島根県	747	62,438,098	49,566,064	720	53,077,376	38,497,987
岡山県	445	92,459,079	43,038,499	435	80,209,712	38,803,185
広島県	422	104,045,606	97,029,457	307	162,172,233	63,667,969
山口県	341	49,836,525	48,466,462	330	47,962,442	40,183,865
徳島県	390	54,307,919	43,377,589	376	36,804,922	31,501,261
香川県	324	83,356,389	54,832,985	228	24,446,817	23,191,536
愛媛県	159	46,770,503	46,681,566	159	35,105,985	35,105,982
高知県	396	48,155,396	45,690,759	367	36,872,002	32,302,456
福岡県	456	194,689,831	142,442,431	431	112,274,550	99,478,915
佐賀県	364	54,287,250	41,195,346	293	39,104,590	29,729,590
長崎県	358	55,380,137	53,140,991	331	39,769,276	38,291,259
熊本県	547	192,380,949	57,520,292	544	99,467,955	46,597,627
大分県	335	74,035,628	51,384,814	287	84,245,276	41,727,343
宮崎県	404	42,508,656	42,084,555	400	37,959,799	35,852,089
鹿児島県	622	59,026,218	47,843,009	609	56,111,548	41,129,067
沖縄県	207	70,279,476	69,921,239	207	48,405,521	47,767,330
44 都道府県合計	18,661	8,549,215,371	4,459,700,630	16,786	3,984,949,639	2,650,336,433

第4章 第2節 特定検査対象に関する検査状況 第2

図表13 国庫補助事業等の地方負担分事業の実施状況(令和5年度末現在)

(単位：事業、千円)

都道府県名	実施計画			実績報告		
	事業数	事業費	交付金充当額	事業数	事業費	交付金充当額
北海道	66	11,743,857	5,171,098	65	7,076,488	3,344,719
青森県	72	3,163,082	1,228,776	13	993,413	416,711
岩手県	128	3,491,313	1,376,185	117	3,014,814	1,176,909
宮城県	144	6,480,829	2,389,326	131	4,467,676	1,863,390
秋田県	47	3,081,148	791,724	44	1,915,116	642,752
山形県	93	4,166,503	2,230,321	92	2,920,095	1,414,748
福島県	93	4,598,520	1,900,568	75	7,171,174	1,055,538
茨城県	86	7,134,668	3,322,649	86	8,048,683	2,295,777
栃木県	78	7,054,638	2,703,995	72	4,147,266	2,100,919
群馬県	90	5,695,625	2,398,586	88	3,557,211	1,672,768
埼玉県	82	29,189,181	11,390,546	70	17,835,931	5,431,294
千葉県	68	10,863,955	4,763,400	56	7,053,918	3,404,636
東京都	2	1,797,331	898,666	1	588,902	251,410
神奈川県	96	9,720,562	4,350,203	83	7,451,928	3,464,521
福井県	89	3,825,287	1,438,142	66	3,391,291	644,251
山梨県	73	3,317,766	1,690,981	44	1,557,560	939,646
長野県	87	4,277,411	2,189,555	85	3,344,828	1,651,232
岐阜県	152	6,387,223	3,166,763	152	5,258,884	2,478,780
静岡県	63	5,070,006	8,301,180	63	4,055,684	1,908,935
愛知県	148	36,311,332	12,297,293	96	8,222,190	3,500,272
三重県	102	3,348,885	1,600,489	90	2,902,975	1,434,729
滋賀県	120	4,280,215	1,986,928	119	3,610,505	1,636,941
京都府	53	4,990,782	2,332,852	53	4,208,793	1,949,784
大阪府	58	11,149,541	5,126,190	44	6,696,439	2,770,173
兵庫県	125	19,932,231	6,471,210	125	11,004,179	4,542,702
奈良県	131	5,434,802	1,757,252	121	3,692,502	1,260,580
和歌山県	53	4,266,614	1,918,785	49	2,676,548	1,303,276
鳥取県	64	1,768,091	673,588	25	1,086,340	440,551
島根県	120	4,821,915	1,601,725	120	3,252,228	1,098,637
岡山県	79	5,039,037	2,196,166	76	2,401,518	1,280,596
広島県	66	9,670,840	4,215,935	57	5,947,248	2,730,661
山口県	112	4,772,691	1,843,543	96	3,642,859	1,347,610
徳島県	64	2,205,457	1,065,466	54	2,147,114	788,318
香川県	96	4,023,571	1,598,045	107	29,384,450	6,731,913
愛媛県	104	3,478,379	1,396,926	100	1,139,394	1,139,392
高知県	101	3,942,505	1,355,814	89	2,908,318	1,044,939
福岡県	122	23,739,695	7,361,834	113	8,122,883	3,569,711
佐賀県	115	7,484,984	5,079,164	110	5,136,294	1,681,244
長崎県	104	6,472,013	2,318,442	90	3,732,542	1,645,620
熊本県	113	14,900,981	3,010,444	106	7,844,420	2,155,934
大分県	63	3,505,368	1,901,275	57	2,351,595	1,319,572
宮崎県	72	3,947,895	1,127,934	70	3,166,469	915,149
鹿児島県	107	6,955,110	2,190,821	105	5,880,608	1,917,362
沖縄県	78	3,775,362	1,582,932	78	2,935,031	1,168,016
44 都道府県合計	3,979	331,277,201	135,713,717	3,553	227,944,323	85,532,638

そして、会計実地検査を行った地方公共団体の一部では、実施計画において、地方単独事業の交付金事業の事業目的の記載が新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させるためなどとなっていた。一方で、当該地方公共団体における当該事業の実施に当たり、議会への予算要求の説明書等においては庶務業務の集中的、効率的な処理を行うための業務等と記載されていて、新型コロナウイルス感染症との関連が記載されておらず、コロナ交付金を活用する必要性等について確認することができない状況が10団体で見受けられた。また、10団体においては、議会への予算要求の説明書等において一般財源により実施することとしていた事業の財源を、コロナ交付金に振り替えたものが見受けられた。

また、国庫補助事業等の地方負担分事業においては、交付金事業の事業費について地方負担分として実際に要した額を国の補助事業等の実績報告書に基づいてコロナ交付金の実績報告書に計上すべきところ、誤って所要見込額等を計上するなどしていたことなどにより、コロナ交付金が過大に精算されていた事態が見受けられ、令和4年度決算検査報告に4件を、また、令和5年度決算検査報告に9件を、それぞれ不当事項として掲記した(前掲65ページの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの」のうち(17)～(25)参照)。

このような事態が生じていたのは、事業主体において交付金事業の事業費等の確認が十分でなかったことなどによるものであり、その背景について確認したところ、国の補助事業等の実績報告書の提出時期とコロナ交付金の実績報告書の提出時期が異なること、地方公共団体において補助事業等の担当部署とコロナ交付金の担当部署が異なっていて情報が共有されていないことなどによるものとなっていた。

(ウ) 本院の過去の指摘に伴うコロナ交付金の国庫への返還の状況

令和3年度決算検査報告及び令和4年度決算検査報告に掲記した事項については、当該地方公共団体からコロナ交付金の国庫への返還を要するものがあることから、6年4月までの国庫への返還状況について確認したところ、不当事項として掲記した計18件に係る事態については、返還を要する額の全額が国庫に返還されていた。また、令和3年度決算検査報告に処置要求及び意見表示として掲記した事項については、地方公共団体等に滞留するなどしていた商品券等に係る未換金相当額等計1314万余円、繰上償還等に伴い生じた信用保証料等の過払い分計10億9738万余円が国庫へ返還されていた(図表14参照)。

図表14 令和3年度決算検査報告及び令和4年度決算検査報告に掲記した事項に係るコロナ交付金の国庫への返還の状況(令和6年4月末現在) (単位：円)

検査報告	掲記区分等	返還を要する額	返還済額	未返還額	
令和3年度 決算検査報告	不当事項(3件)	7,721,092	7,721,092	—	
	会計検査院法 第36条の規定による処置 要求及び意見 表示	商品券等に係る未 換金相当額	64,718,408	13,140,908	51,577,500
		信用保証料等の過 払い分	2,040,340,885	1,097,384,604	942,956,281
令和4年度 決算検査報告	不当事項(15件)	94,346,559	94,346,559	—	
計		2,207,126,944	1,212,593,163	994,533,781	

(注) 信用保証料等の過払い分については、総務省は、既に生じた過払分返金額等及び今後生ずる過払分返金額等の状況を把握して、コロナ交付金を国庫に返還する仕組みを整備したことから、これにより返還された金額を記載している。

イ 協力要請推進交付金

(ア) 協力要請推進交付金の概要

協力要請推進交付金は、協力金の支払等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるためのものであるとされている。

協力金を支給する地方公共団体は原則として都道府県とされているが、都道府県ではなく市町村が支給する場合は、都道府県が協力要請推進交付金を市町村に交付することを国に求めることができるとされている。

(イ) 協力要請推進交付金による事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

協力要請推進交付金による事業の実施状況について、44都道府県のうち41都道府県^(注4)から調書の提出を受けるなどして集計したところ、2年度から4年度までの間に実施計画に基づき実施した協力要請推進交付金による事業は計637事業となっており、事業費計6兆5839億余円、交付金充当額計5兆9346億余円となっていた(図表15参照)。

(注4) 協力金の全てを市町村が支給している青森、奈良両県並びに県及び市町村共に国から協力要請推進交付金の交付を受けていない秋田県を除く。

そして、事業者に対する協力金についてみると、申請件数計537万余件のうち、支給の要件を満たしているとして支給の対象となったものは計524万余件となっており、事業費計6兆4756億余円、交付金充当額計5兆8663億余円となっていた。なお、支給の要件を満たしていないとして不支給となっていたものが計12万余件となっていた。

なお、41都道府県における6兆4756億余円の協力金の支給のために要した審査、振込み、コールセンター等の業務、見回り業務等の外部委託等に係る事務費は計1083億余円、交付金充当額計682億余円となっており、交付金充当額の全体に占める割合は1.1%となっていた(図表15参照)。

図表15 協力要請推進交付金による事業の実施状況(令和5年度末現在) (単位:事業、千円)

都道府県名	事業数	事業費計		協力金		事務費	
			交付金充当額計	事業費	交付金充当額	事業費	交付金充当額
北海道	20	129,178,002	47,456,954	129,178,002	47,456,954	—	—
岩手県	2	714,219	573,105	705,570	564,456	8,649	8,649
宮城県	9	469,522	391,215	318,524	240,217	150,998	150,998
山形県	7	4,018,604	3,162,311	3,898,604	3,118,884	119,999	43,427
福島県	9	39,943,995	30,541,432	39,350,631	30,217,771	593,363	323,661
茨城県	8	80,257,517	68,795,414	79,921,426	68,499,108	336,091	296,306
栃木県	11	57,709,549	47,138,934	56,897,975	46,583,586	811,574	555,348
群馬県	22	67,221,607	57,048,574	65,594,774	55,950,243	1,626,833	1,098,331
埼玉県	9	368,191,610	336,296,752	362,401,820	332,715,766	5,789,790	3,580,985
千葉県	30	362,386,585	330,597,411	352,022,985	325,989,308	10,363,600	4,608,103
東京都	9	1,882,151,990	1,788,483,056	1,833,807,695	1,762,530,907	48,344,295	25,952,148
神奈川県	27	596,905,752	554,079,245	591,173,909	548,347,402	5,731,842	5,731,842
福井県	2	3,626,033	2,866,353	3,495,553	2,796,442	130,480	69,911
山梨県	5	7,819,146	5,963,870	7,498,323	5,864,429	320,822	99,440
長野県	31	23,210,774	18,501,947	22,796,744	18,087,917	414,030	414,030
岐阜県	11	102,921,156	74,350,654	102,785,443	74,350,654	135,713	—
静岡県	12	75,207,830	61,247,433	74,496,374	60,535,977	711,456	711,456
愛知県	25	452,770,205	418,992,352	446,974,522	413,196,669	5,795,682	5,795,682
三重県	16	46,317,857	39,038,665	45,280,487	38,151,589	1,037,370	887,076
滋賀県	15	11,608,652	8,998,251	11,049,741	8,791,677	558,911	206,574
京都府	43	198,761,855	183,701,879	196,123,916	181,790,554	2,637,939	1,911,324
大阪府	37	904,373,901	839,337,190	896,498,250	834,132,742	7,875,651	5,204,447
兵庫県	48	338,173,607	301,656,866	335,416,262	299,772,189	2,757,344	1,884,677
和歌山県	6	7,992,644	5,871,364	7,161,125	5,728,160	831,519	143,204
鳥取県	4	400,169	320,223	399,725	319,779	444	444
島根県	2	2,525,391	1,940,330	2,366,256	1,893,005	159,135	47,325
岡山県	17	43,290,385	36,550,695	42,397,029	35,724,566	893,356	826,128
広島県	20	105,995,169	86,703,376	104,500,199	85,443,668	1,494,970	1,259,707
山口県	6	9,218,501	7,235,015	8,823,189	6,854,677	395,312	380,337
徳島県	5	8,789,788	7,057,495	8,661,461	6,929,168	128,327	128,326
香川県	19	22,581,484	18,094,549	22,224,613	17,737,678	356,871	356,871
愛媛県	1	1,882	1,506	1,882	1,506	—	—
高知県	6	11,965,375	9,393,485	11,641,756	9,237,693	323,619	155,792
福岡県	32	338,339,193	297,187,812	334,943,646	294,837,534	3,395,546	2,350,277
佐賀県	11	14,249,703	10,997,848	14,109,808	10,877,221	139,894	120,627
長崎県	2	75,834	37,317	62,251	37,317	13,583	0
熊本県	19	58,194,926	45,869,261	56,854,820	45,017,270	1,340,106	851,991
大分県	9	13,235,105	11,838,760	13,049,028	11,652,683	186,077	186,077
宮崎県	3	136,308	87,558	126,873	79,758	9,435	7,800
鹿児島県	17	32,800,767	25,599,416	31,976,263	25,124,734	824,504	474,682
沖縄県	50	160,251,831	150,615,545	158,621,119	149,202,416	1,630,712	1,413,129
41都道府県合計	637	6,583,984,441	5,934,621,431	6,475,608,583	5,866,384,286	108,375,858	68,237,145

注(1) 北海道において、札幌市等10市町村における協力金の全てを当該市町村が支給しているため、これに係る事業数及び額は計上していない。

注(2) 宮城、愛媛、長崎、宮崎各県において、飲食店に対する協力金を市町村が支給しているため、これに係る事業数及び額は計上していない。

(ウ) 協力金の返還の状況

協力要請推進交付金による事業において、協力金が事業者の過誤又は不正により受給されている事態が発覚しており、各都道府県において、協力金の返還命令を発出するなどの対応を5年度末においても行っている。

しかし、内閣府及び総務省は、上記の対応状況や各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額や件数、返還が生じた理由等を把握しておらず、協力要請推進交付金による事業における協力金の返還の状況が分からないものとなっていた。

そこで、41都道府県における事業者から都道府県への協力金の返還状況について検査したところ、5年度末において、店舗の実態がないこと、実際には営業時間の短縮を行っていないことなどのため、24都道府県が事業費計109億1369万余円の返還を求めるとしており、このうち計82億1141万余円は都道府県に返還されていたが、都道府県からの返還の求めに事業者が応じないこと、事業者が分割納付を実施中であることなどのため、計27億0227万余円は返還されていなかった。

また、協力要請推進交付金の返還に係るコロナ交付金の都道府県から国庫への返還の状況については、上記の事業費109億1369万余円のうち国庫返還を要する協力金に係る交付金充当額は地方単独事業分等を含めて計19億3863万余円であり、このうち、計9億4360万余円は国庫へ返還されていたが、事業者から都道府県への返還金が未納付となっているなどのため、計9億9502万余円は返還されていなかった(図表16参照)。

図表16 協力要請推進交付金における協力金の返還の状況(令和5年度末現在)

(単位：千円、件)

都道府県名	事業者から都道府県への返還						都道府県から国庫への返還					
	返還を要する額等		返還済		未返還		返還を要する額等		返還済		未返還	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
北海道	10,882	12	2,122	5	8,760	7	10,882	12	—	—	10,882	12
岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城県	60,912	66	53,918	60	6,994	6	—	—	—	—	—	—
栃木県	15,089	21	14,689	19	400	2	—	—	—	—	—	—
群馬県	10,925	12	4,430	5	6,495	7	—	—	—	—	—	—
埼玉県	614,991	875	375,307	679	239,684	216	603,102	745	349,484	516	253,618	229
千葉県	92,663	133	80,623	114	12,040	19	80,623	114	79,838	110	785	4
東京都	3,811,368	2,939	2,416,933	1,882	1,394,435	1,057	40,004	55	40,004	55	—	—
神奈川県	1,546,503	1,720	1,032,638	1,238	513,864	482	608,019	582	—	—	608,019	582
福井県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜県	15,488	16	15,488	16	—	—	9,482	8	9,482	8	—	—
静岡県	1,320	2	1,320	2	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	101,930	112	100,205	109	1,725	3	59,123	57	57,398	54	1,725	3
三重県	46,293	58	38,478	46	7,814	12	2,910	3	—	—	2,910	3
滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	250,926	1,247	244,977	1,230	5,949	17	—	—	—	—	—	—
大阪府	3,111,800	2,502	2,663,079	2,183	448,720	319	86,668	99	86,668	99	—	—
兵庫県	332,392	299	304,595	276	27,796	23	128,221	114	93,788	80	34,433	34
和歌山県	925	2	—	—	925	2	925	2	925	2	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	262,584	664	262,584	664	—	—	29,348	20	28,403	16	945	4
広島県	38,554	62	34,812	52	3,742	10	—	—	—	—	—	—
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	250,042	526	250,042	526	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	3,983	13	3,983	13	—	—	3,983	13	3,983	13	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	30,957	39	23,006	32	7,951	7	3,987	3	3,987	3	—	—
大分県	31,491	159	31,491	159	—	—	1,142	2	1,142	2	—	—
宮崎県	1,458	9	1,458	9	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖縄県	270,215	244	255,233	230	14,982	14	270,215	244	188,505	179	81,709	65
計	10,913,693	11,732	8,211,415	9,549	2,702,277	2,203	1,938,636	2,073	943,609	1,137	995,027	936

(注) 事業実施期間の終了までに事業者から都道府県へ返還される場合等があるため、都道府県への返還を要する額と国庫への返還を要する額は一致しないものがある。

ウ 事業者支援交付金

(ア) 事業者支援交付金の概要

事業者支援交付金は、感染拡大の影響を受けている事業者の支援等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるためのものであるとされている。事業者支援交付金の交付対象事業は、①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援(以下「事業者支援事業」という。)として、事業者を事業者支援交付金による補助・給付の直接の対象とする事業又は事業者支援交付金を財源として事業者が本来負担すべき費用等を減免する事業等、②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業(以下「感染症対策強化事業」という。)として、医療提供体制や検査体制の整備に関する事業、事業者による業種ごとの感染拡大を予防するガイドラインの遵守徹底に資する事業、テレワークの推進に関する事業等とされている。

また、事業者支援交付金に係る事務連絡等によれば、事業者支援交付金は、飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者による認証制度(以下「第三者認証制度」という。)に係る各種費用(認証制度の創設及び運用に係る事務費、飲食店に対する換気設備、アクリル板や消毒液の購入補助等)にも充当可能であり、都道府県は、第三者認証制度の創設・普及に積極的に取り組むことを検討することとされている。

(イ) 事業者支援交付金による事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

事業者支援交付金による事業の実施状況について、44都道府県から調書の提出を受けるなどして集計したところ、3年度の実施計画に基づき実施した事業者支援交付金による事業は計1,378事業となっており、事業費計6973億余円、交付金充当額計4493億余円となっていた。このうち、①事業者支援事業は、計909事業、事業費計5620億余円、交付金充当額計3397億余円となっており、②感染症対策強化事業は、計469事業、事業費計1352億余円、交付金充当額計1096億余円となっていた(図表17参照)。

図表17 事業者支援交付金による事業の実施状況(令和5年度末現在)

(単位：事業、千円、%)

都道府県名	事業者支援交付金による事業				①事業者支援事業			②感染症対策強化事業		
	事業数	事業費 A	交付金 充当額 B	交付金 充当割合 B/A	事業数	事業費	交付金 充当額	事業数	事業費	交付金 充当額
北海道	40	19,773,934	19,286,792	97.5	30	14,806,825	14,320,047	10	4,967,109	4,966,744
青森県	3	8,534,875	6,772,440	79.3	3	8,534,875	6,772,440	—	—	—
岩手県	42	6,729,837	6,578,910	97.7	22	5,150,945	5,000,195	20	1,578,891	1,578,714
宮城県	76	7,864,124	7,688,572	97.7	46	7,027,426	6,861,394	30	836,698	827,177
秋田県	56	6,528,290	5,952,175	91.1	38	4,623,797	4,623,795	18	1,904,493	1,328,380
山形県	35	6,275,084	5,941,626	94.6	32	5,916,794	5,583,335	3	358,290	358,290
福島県	12	12,178,097	8,586,619	70.5	12	12,178,097	8,586,619	—	—	—
茨城県	35	10,381,536	10,353,084	99.7	18	8,451,366	8,443,477	17	1,930,170	1,909,606
栃木県	22	13,483,940	7,751,790	57.4	15	12,313,930	7,183,035	7	1,170,009	568,755
群馬県	24	7,447,839	5,403,003	72.5	8	1,689,539	1,555,545	16	5,758,300	3,847,457
埼玉県	21	20,613,846	12,999,243	63.0	14	6,061,606	5,824,316	7	14,552,240	7,174,926
千葉県	7	16,247,329	16,010,844	98.5	4	14,296,023	14,296,023	3	1,951,305	1,714,820
東京都	11	50,029,997	41,540,038	83.0	3	27,671,684	20,242,376	8	22,358,312	21,297,661
神奈川県	38	22,637,086	22,637,086	100.0	29	20,406,074	20,406,074	9	2,231,011	2,231,011
福井県	1	5,936,000	5,192,327	87.4	1	5,936,000	5,192,327	—	—	—
山梨県	50	4,214,884	4,189,350	99.3	19	2,797,797	2,772,262	31	1,417,087	1,417,087
長野県	42	156,229,437	8,986,091	5.7	32	155,268,608	8,025,264	10	960,828	960,827
岐阜県	83	8,753,397	8,091,612	92.4	78	7,405,178	6,743,688	5	1,348,219	1,347,923
静岡県	75	13,804,104	11,210,118	81.2	38	4,039,713	3,899,051	37	9,764,390	7,311,066
愛知県	41	20,295,529	18,203,990	89.6	34	19,783,168	17,691,629	7	512,360	512,360
三重県	40	5,267,700	5,261,394	99.8	26	4,103,644	4,097,338	14	1,164,056	1,164,056
滋賀県	35	10,729,728	10,704,528	99.7	23	10,342,442	10,317,241	12	387,286	387,286
京都府	22	12,213,692	11,299,471	92.5	15	6,258,221	5,344,000	7	5,955,470	5,955,470
大阪府	28	39,645,424	33,544,101	84.6	9	30,032,774	24,058,808	19	9,612,649	9,485,293
兵庫県	48	20,460,232	18,753,829	91.6	30	15,523,310	13,923,147	18	4,936,922	4,830,682
奈良県	10	14,545,283	5,817,584	39.9	5	11,826,163	4,395,742	5	2,719,119	1,421,842
和歌山県	9	6,380,850	5,984,433	93.7	8	6,056,724	5,660,307	1	324,126	324,126
鳥取県	19	4,229,538	3,944,619	93.2	19	4,229,538	3,944,619	—	—	—
島根県	4	4,810,189	4,810,189	100.0	4	4,810,189	4,810,189	—	—	—
岡山県	12	9,253,952	8,628,005	93.2	9	8,990,567	8,364,619	3	263,385	263,385
広島県	29	22,299,514	11,842,241	53.1	15	15,810,530	9,377,739	14	6,488,983	2,464,501
山口県	6	7,547,608	6,859,042	90.8	4	5,146,100	4,457,535	2	2,401,507	2,401,507
徳島県	63	8,399,951	4,902,096	58.3	28	6,920,889	3,607,710	35	1,479,062	1,294,385
香川県	33	13,646,927	5,580,069	40.8	25	13,431,392	5,393,362	8	215,535	186,707
愛媛県	31	7,175,391	6,501,199	90.6	25	6,570,080	5,909,629	6	605,311	591,570
高知県	3	4,979,078	4,927,772	98.9	1	4,394,001	4,342,695	2	585,076	585,076
福岡県	47	22,234,304	19,473,665	87.5	23	17,281,246	16,015,775	24	4,953,057	3,457,890
佐賀県	15	5,327,093	4,904,260	92.0	14	4,690,783	4,267,949	1	636,310	636,310
長崎県	58	7,303,722	7,228,109	98.9	40	4,873,136	4,815,471	18	2,430,586	2,412,638
熊本県	42	9,345,250	8,444,889	90.3	32	6,027,684	5,127,323	10	3,317,565	3,317,565
大分県	11	7,681,475	6,477,504	84.3	7	4,475,711	4,465,517	4	3,205,763	2,011,986
宮崎県	26	5,663,548	5,663,548	100.0	18	3,932,681	3,932,681	8	1,730,866	1,730,866
鹿児島県	64	20,681,216	7,794,129	37.6	47	19,307,412	6,424,908	17	1,373,804	1,369,220

第4章 第2節 特定検査対象に関する検査状況 第2

都道府県名	事業者支援交付金による事業				①事業者支援事業			②感染症対策強化事業		
	事業数	事業費 A	交付金 充当額 B	交付金 充当割合 B/A	事業数	事業費	交付金 充当額	事業数	事業費	交付金 充当額
沖縄県	9	9,573,604	6,643,236	69.3	6	2,704,882	2,633,483	3	6,868,722	4,009,753
44都道府県 合計	1,378	697,354,455	449,365,630	64.4	909	562,099,566	339,710,696	469	135,254,889	109,654,934

事業者支援交付金による 1,378 事業について、その支援の内容をみると、事業者に対して使途が特定されていない支援金、給付金等(以下「支援金等」という。)を支給する事業の数及び交付金充当額が延べ 435 事業、計 2990 億余円で、交付金充当額の 6 割以上が支援金等を支給する事業に使用されていた。

なお、44 都道府県における延べ 245 万余りの事業者に対する計 3580 億余円の支援金等の支給のために要した委託費、事務費等は計 187 億余円となっており、支給された支援金等の額と合わせた事業費総額に占める割合は 4.9% となっていた。

また、第三者認証制度の実施状況をみると、全都道府県における第三者認証制度の対象となる飲食店 78 万 9927 件のうち 54 万 9051 件が第三者認証を取得しており、44 都道府県において第三者認証制度に係る各種費用に事業者支援交付金を充当した事業は、計 90 事業、事業費計 398 億余円、交付金充当額計 352 億余円となっていた。

(ウ) 支援金等の返還の状況

事業者支援交付金による事業において、支援金等が事業者の過誤又は不正により受給されている事態が発覚しており、各都道府県において、支援金等の返還命令を発出するなどの対応を 5 年度末現在においても行っている。

しかし、内閣府及び総務省は、上記の対応状況や各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額や件数、返還が生じた理由等を把握しておらず、事業者支援交付金による事業における支援金等の返還の状況が分からないものとなっていた。

そこで、44 都道府県における事業者から都道府県への支援金等の返還状況について検査したところ、5 年度末において、全 435 事業のうち 30 都道府県の 71 事業で計 7 億 2023 万余円の支援金等の返還を求めるなどしており、このうち 7 億 0142 万余円は都道府県に返還されていたが、都道府県からの返還の求めに事業者が応じないなどのため 1880 万余円は返還されていなかった。なお、返還が必要となった 71 事業の主な返還理由は、申請内容や要件等の誤りが 57 事業であり、当該誤りが判明した主な経緯として、都道府県又は委託先が改めて精査した結果によるものが 24 事業となっていた。

また、支援金等の返還に係るコロナ交付金の都道府県から国庫への返還状況については、上記 71 事業のうち国庫返還を要する 31 事業における支援金等に係る交付金充当額は地方単独事業分等を含めて計 5 億 4294 万余円であり、このうち 5 億 2365 万余円は国庫へ返還されていたが、国庫への返還手続中であるなどのため 1928 万余円は返還されていなかった(図表 18 参照)。

図表18 事業者支援交付金における支援金等の返還の状況(令和5年度末現在)

(単位：事業、千円)

都道府県名	事業者から都道府県への返還				都道府県から国庫への返還			
	事業数	返還を要する額	返還済額	未返還額	事業数	返還を要する額	返還済額	未返還額
北海道	3	45,432	36,804	8,628	2	42,007	35,200	6,807
青森県	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	1	400	400	—	1	400	400	—
宮城県	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	2	160	160	—	1	155	—	155
福島県	1	800	800	—	—	—	—	—
茨城県	2	1,400	1,200	200	2	1,400	1,400	—
栃木県	2	1,071	100	971	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	2	1,002	1,002	—	2	1,002	1,002	—
千葉県	1	150	150	—	—	—	—	—
東京都	1	93,395	90,974	2,421	—	—	—	—
神奈川県	8	11,363	11,363	—	—	—	—	—
福井県	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—
長野県	1	2,393	2,193	200	—	—	—	—
岐阜県	3	2,105	2,050	55	2	1,055	1,000	55
静岡県	3	17,902	15,667	2,235	1	10,800	10,800	—
愛知県	1	6	6	—	1	6	6	—
三重県	2	7,684	6,996	688	1	2,148	—	2,148
滋賀県	1	100	100	—	—	—	—	—
京都府	1	1,472	1,472	—	—	—	—	—
大阪府	4	10,130	10,130	—	—	—	—	—
兵庫県	6	13,227	13,227	—	2	4,160	4,160	—
奈良県	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山県	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取県	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	3	1,100	453	646	3	453	—	453
広島県	2	17,804	15,854	1,949	—	—	—	—
山口県	1	200	200	—	—	—	—	—
徳島県	—	—	—	—	—	—	—	—
香川県	2	1,101	1,101	—	2	801	—	801

都道府県名	事業者から都道府県への返還				都道府県から国庫への返還			
	事業数	返還を要する額	返還済額		事業数	返還を要する額	返還済額	
			返還済額	未返還額			返還済額	未返還額
愛媛県	2	8,278	8,278	—	2	8,278	—	8,278
高知県	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡県	8	11,733	11,733	—	1	450	450	—
佐賀県	2	2,720	2,430	290	2	2,720	2,720	—
長崎県	2	143	143	—	2	143	143	—
熊本県	1	31	31	—	1	31	31	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	2	3,255	2,735	519	2	3,255	2,673	582
鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—	—
沖縄県	1	463,674	463,674	—	1	463,674	463,674	—
計	71	720,234	701,429	18,804	31	542,940	523,659	19,280

(注) 事業実施期間の終了までに事業者から都道府県へ返還される場合等があるため、都道府県への返還を要する額と国庫への返還を要する額は一致しないものがある。

エ 検査促進交付金

(ア) 検査促進交付金の概要

検査促進交付金は、新型コロナウイルス感染症に係る検査(PCR検査等又は抗原定性検査に限る。)に対する支援等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるためのものとされており、交付対象事業は図表19のとおりとなっている。

図表19 検査促進交付金の交付対象事業

区分	事業名	事業の概要
ア	無料検査事業	PCR検査等を実施する事業者(以下「検査事業者」という。)に対して、(ア)イの事業を対象として検査実績に応じて補助金を交付する事業
	(ア) ワクチン検査パッケージ対象者全員検査等定着促進事業	基礎疾患、副反応の懸念等健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者、12歳未満の子供のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業
	(イ) 感染拡大傾向時の一般検査事業	感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県知事の判断により、感染リスクが高い環境にあるなどのため感染不安を感じる無症状の住民(当該都道府県の住民たる者)に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業
イ	事業開始に当たっての検査事業者への初期投資に対する補助金	検査事業者が、無料検査事業の実施に当たり必要となる、検査場の整備に係る費用、備品購入に要した費用に対して補助金を交付する事業
ウ	都道府県が実施する体制整備に要する経費	都道府県におけるア、イの事業に係る事務局業務等の外部委託等の経費

(イ) 検査促進交付金による事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

検査促進交付金による事業の実施状況について、44都道府県から調書の提出を受けるなどして集計したところ、3年度から5年度までの間の実施計画に基づき実施し

た検査促進交付金による事業は、事業費計 2375 億余円、交付金充当額計 2001 億余円となっていた。また、無料検査事業における検査件数は約 3340 万件であり、事業費計 2226 億余円、交付金充当額計 1853 億余円となっていた(図表 20 参照)。

図表20 検査促進交付金による事業の実施状況(令和5年度末現在) (単位：千円、件)

都道府県名	事業費	交付金充当額	無料検査事業 (定着促進事業+ 一般検査事業)		検査体制整備等の支援		無料検査事業の検査件数		
			事業費	交付金充当額	事業費	交付金充当額	定着促進 事業	一般検査事 業	検査件数計
北海道	6,309,513	5,255,497	5,510,050	4,456,033	799,463	799,463	44,308	902,429	946,737
青森県	1,331,770	1,084,803	1,269,979	1,024,543	61,790	60,260	4,686	148,041	152,727
岩手県	703,107	703,107	671,303	671,303	31,804	31,804	19,174	123,750	142,924
宮城県	3,200,611	2,580,212	3,158,528	2,538,128	42,083	42,083	10,207	468,294	478,501
秋田県	1,676,879	1,378,938	1,567,626	1,269,685	109,252	109,252	15,531	153,546	169,077
山形県	1,166,579	909,409	1,083,313	826,143	83,265	83,265	12,251	129,101	141,352
福島県	1,523,978	1,268,915	1,345,933	1,090,870	178,045	178,045	15,530	211,671	227,201
茨城県	1,965,394	1,736,556	1,542,567	1,313,729	422,827	422,827	70,440	205,493	275,933
栃木県	1,427,508	1,427,508	1,284,449	1,284,449	143,058	143,058	28,848	245,302	274,150
群馬県	876,064	876,064	781,613	781,613	94,450	94,450	36,223	153,272	189,495
埼玉県	10,863,524	10,863,524	9,102,743	9,102,743	1,760,780	1,760,780	86,381	1,326,114	1,412,495
千葉県	4,185,285	4,099,828	3,731,692	3,656,169	453,592	443,658	180,058	551,198	731,256
東京都	64,694,964	53,544,839	61,903,102	50,752,978	2,791,861	2,791,861	1,484,858	7,922,428	9,407,286
神奈川県	16,618,038	13,628,966	15,875,693	12,982,305	742,344	646,660	187,336	2,054,569	2,241,905
福井県	1,648,143	1,371,568	1,479,141	1,202,567	169,001	169,001	22,463	337,947	360,410
山梨県	354,059	354,059	306,710	306,710	47,348	47,348	8,658	88,790	97,448
長野県	1,330,743	1,133,812	1,220,406	1,023,475	110,337	110,337	59,631	204,600	264,231
岐阜県	2,542,494	2,089,962	2,378,142	1,925,610	164,351	164,351	28,763	466,385	495,148
静岡県	3,670,875	3,670,875	3,332,667	3,332,667	338,207	338,207	46,964	535,199	582,163
愛知県	9,125,450	7,612,317	8,225,736	6,712,602	899,714	899,714	104,574	1,044,519	1,149,093
三重県	1,152,861	1,152,861	912,379	912,379	240,482	240,482	30,573	128,043	158,616
滋賀県	1,280,457	1,280,457	1,172,965	1,172,965	107,492	107,492	17,529	213,305	230,834
京都府	3,924,061	3,358,209	3,672,408	3,106,556	251,652	251,652	112,326	466,273	578,599
大阪府	28,131,138	22,845,216	27,341,992	22,056,069	789,146	789,146	149,470	2,911,108	3,060,578
兵庫県	7,418,846	6,118,513	6,904,209	5,603,875	514,637	514,637	60,677	873,008	933,685
奈良県	1,475,736	1,219,932	1,329,451	1,073,647	146,285	146,285	9,708	199,049	208,757
和歌山県	1,600,508	1,308,503	1,478,985	1,186,979	121,523	121,523	3,824	183,675	187,499
鳥取県	3,800,350	3,121,728	3,475,450	2,796,918	324,899	324,809	11,208	365,394	376,602
島根県	2,109,894	2,109,894	1,946,995	1,946,995	162,898	162,898	2,930	231,985	234,915
岡山県	1,414,229	1,270,396	983,451	839,617	430,778	430,778	48,284	118,994	167,278
広島県	6,926,512	5,683,704	6,296,705	5,053,897	629,807	629,807	13,816	962,033	975,849
山口県	1,085,504	1,085,504	1,014,221	1,014,221	71,282	71,282	32,905	158,053	190,958
徳島県	1,997,305	1,431,387	1,866,469	1,300,550	130,836	130,836	9,122	254,199	263,321
香川県	1,817,498	1,497,134	1,681,509	1,361,144	135,989	135,989	17,394	243,196	260,590
愛媛県	2,565,505	2,087,425	2,513,088	2,035,008	52,417	52,417	34,680	381,617	416,297
高知県	1,303,829	1,303,829	914,829	914,829	389,000	389,000	25,836	188,778	214,614
福岡県	8,185,995	6,671,816	8,023,169	6,508,990	162,826	162,826	48,944	1,297,796	1,346,740
佐賀県	1,614,042	724,563	1,548,944	661,181	65,098	63,382	15,190	125,524	140,714
長崎県	1,933,461	1,922,685	1,616,057	1,616,057	317,404	306,628	4,424	171,300	175,724
熊本県	3,141,591	2,547,026	3,082,441	2,487,876	59,149	59,149	23,670	385,034	408,704

都道府県名	事業費	交付金充当額	無料検査事業 (定着促進事業+ 一般検査事業)		検査体制整備等の支援		無料検査事業の検査件数		
			事業費	交付金充当額	事業費	交付金充当額	定着促進 事業	一般検査事 業	検査件数計
大分県	2,443,000	2,000,954	2,315,940	1,873,894	127,060	127,060	28,456	560,053	588,509
宮崎県	3,695,490	2,977,770	3,664,580	2,946,860	30,909	30,909	13,198	551,838	565,036
鹿児島県	5,128,500	4,209,827	4,904,098	3,985,426	224,401	224,401	35,583	503,923	539,506
沖縄県	8,177,289	6,602,408	8,172,803	6,597,923	4,485	4,485	78,096	1,366,278	1,444,374
44 都道府県合計	237,538,598	200,122,518	222,604,550	185,308,199	14,934,048	14,814,318	3,294,727	30,113,104	33,407,831

そして、検査促進交付金は、都道府県が実施する体制整備等に対しても充当することができることとされており、執行の適正性確保のための取組として、検査事業者に対する補助金の審査業務等に係る事務局業務等を外部委託により実施している都道府県も見受けられた。

そこで、44 都道府県から調書の提出を受けるなどして集計した結果、図表 21 のとおり、事業費計 385 億余円、交付金充当額計 264 億余円となっていた。そして、検査促進交付金に係る交付金充当額計 2001 億余円に占める外部委託に係る交付金充当額 264 億余円の割合は 13.2% となっていた。

図表21 都道府県における外部委託の実績 (単位：件、千円)

業務の種別	都道府県数	契約件数	事業費	交付金充当額
(1) 事務局業務	30	90	13,526,068	11,420,281
(2) 臨時検査拠点の設置	14	47	15,398,058	7,480,727
(3) コールセンター業務	6	13	837,658	317,357
(4) 廃棄物(抗原検査キット等)の処分	1	2	177	25
(5) 検査拠点の設置・運営((2)以外)	4	68	8,483,564	6,908,594
(6) その他	10	28	298,323	298,323
計		248	38,543,850	26,425,308

(注) 計欄の事業費及び交付金充当額は、事務局業務等の外部委託に無料検査事業に関する業務内容を含むものもあるため、図表 20 の「検査体制整備等の支援」の合計とは一致しない。

(ウ) 執行の適正性確保のための取組状況等

検査促進交付金による事業においては、都道府県から検査事業者へ交付される補助金が、検査事業者が検査実績を過大に報告することなどにより不正に受給されている事態が相次いで発覚していることから、不正受給を防止し、又は把握するために、検査事業者登録時の資格要件の確認、補助金交付後の事後確認等の執行の適正性確保のための取組が重要となる。

そこで、検査促進交付金による事業について、44 都道府県における上記の取組状況を検査したところ、図表 22 のとおり、交付対象経費については何らかの確認を行っていたが、資格要件の確認や補助金交付後の事後確認については実施していないものも見受けられた。

図表22 執行の適正性確保のための取組状況

取組の内容	都道府県数
1. 無料検査事業における交付対象経費の確認体制	
(1) 都道府県において審査	22
(2) 委託事業者において審査	5
(3) 委託事業者の審査内容を都道府県が再度確認	17
計	44
2. 検査事業者登録時の資格要件の確認	
(1) 当初より根拠資料により資格要件を確認	34
(2) 不正事案を受けて確認するようになった	2
(3) 資格要件までは確認していなかった	8
計	44
3. 補助金交付後の事後確認の実施状況	
(1) 提出書類の再確認	10
(2) 検査事業者への聞き取り調査	5
(3) 検査事業者、検査拠点等への立入り調査	4
(4) その他(疑義が生じた検査事業者のみを対象に事後確認を実施等)	12
(5) 事後確認までは実施していなかった	13
計	44

(エ) 補助金の返還の状況

検査促進交付金による事業において、検査事業者による補助金の不正受給が相次いで発覚しており、各都道府県において、補助金の返還命令を発出するなどの対応を5年度末においても行っている。

そこで、44都道府県における検査事業者から都道府県への補助金の返還状況について検査したところ、5年度末において、25都道府県が計200億0121万余円の補助金の返還を求めるなどしており、このうち25億6239万余円は都道府県に返還されていたが、検査事業者が返還の求めに応じていないなどのため、174億3881万余円は返還されていなかった。

また、検査促進交付金に係るコロナ交付金の都道府県から国庫への返還状況については、国庫返還を要する補助金の交付金充当額計158億5830万余円のうち、8億1766万余円は国庫へ返還されていたが、検査事業者から都道府県への返還金が未納付となっているなどのため、150億4063万余円は返還されていなかった(図表23参照)。

図表23 検査促進交付金における補助金の返還の状況(令和5年度末現在) (単位：千円)

都道府県名	検査事業者から都道府県への返還			都道府県から国庫への返還		
	返還を要する額	返還済額	未返還額	返還を要する額	返還済額	未返還額
北海道	18,263	18,263	—	—	—	—
青森県	1	1	—	0	0	—
岩手県	—	—	—	—	—	—
宮城県	—	—	—	—	—	—
秋田県	5,882	5,882	—	3,024	3,024	—
山形県	—	—	—	—	—	—
福島県	—	—	—	—	—	—
茨城県	93,615	—	93,615	82,418	—	82,418
栃木県	83,848	3	83,845	83,845	—	83,845
群馬県	—	—	—	—	—	—
埼玉県	1,061,922	98,968	962,953	1,052,184	—	1,052,184
千葉県	50,386	3,324	47,062	43,713	—	43,713
東京都	10,238,429	402,676	9,835,752	8,399,921	—	8,399,921
神奈川県	—	—	—	—	—	—
福井県	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	—	—
岐阜県	—	—	—	—	—	—
静岡県	11,334	—	11,334	11,334	—	11,334
愛知県	116,131	99,390	16,740	116,131	—	116,131
三重県	—	—	—	—	—	—
滋賀県	635	635	—	—	—	—
京都府	232,061	232,061	—	232,061	11,702	220,359
大阪府	7,009,386	1,020,345	5,989,040	5,058,861	288,649	4,770,211
兵庫県	541,351	361,560	179,791	382,529	333,712	48,817
奈良県	12,249	—	12,249	12,249	—	12,249
和歌山県	—	—	—	—	—	—
鳥取県	90	90	—	—	—	—
島根県	82,392	—	82,392	82,392	—	82,392
岡山県	10	10	—	10	—	10
広島県	—	—	—	—	—	—
山口県	—	—	—	—	—	—
徳島県	452	452	—	361	361	—
香川県	—	—	—	—	—	—
愛媛県	42,119	42,119	—	42,119	—	42,119
高知県	—	—	—	—	—	—
福岡県	325,550	276,436	49,113	180,176	180,176	—
佐賀県	41	41	—	41	41	—
長崎県	74,929	—	74,929	74,929	—	74,929
熊本県	2	2	—	—	—	—
大分県	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	131	131	—	—	—	—
沖縄県	—	—	—	—	—	—
計	20,001,217	2,562,397	17,438,819	15,858,306	817,669	15,040,637

(注) 事業実施期間の終了までに検査事業者から都道府県へ返還される場合等があるため、都道府県への返還を要する額と国庫への返還を要する額は一致しないものがある。

なお、上記の状況を受けて、内閣府及び総務省は、内閣感染症危機管理統括庁と協議の上、都道府県に対して6年2月に事務連絡を発出するなどして、不正が疑われる検査事業者への調査を実施し、また、検査事業者から返還されていない補助金について、不正受給者に対する返還の督促や訴訟の提起を行うなどして、債権管理・保全に適切に取り組むよう、周知し、その状況を把握することとしている。

オ 物価高騰対応分

(ア) 物価高騰対応分の概要

物価高騰対応分は、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするものであり、交付対象事業は図表24のとおりとされている。

図表24 物価高騰対応分の交付対象事業

事業名	事業の概要
(1) 生活者支援に関する事業	学校給食費等の負担軽減等の子育て世帯の支援を目的とする事業等13事業を活用可能な事業例として示している。
(2) 事業者支援に関する事業	農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとした事業者に対する燃料費高騰の負担軽減等13事業を活用可能な事業例として示している。

(イ) 物価高騰対応分による事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

物価高騰対応分による事業の実施状況について、44都道府県から調書の提出を受けるなどして集計したところ、4、5両年度の実施計画に基づき実施した物価高騰対応分による事業は計1,169事業となっており、事業費計3072億余円、交付金充当額計2746億余円となっていた(図表25参照)。

図表25 物価高騰対応分による事業の実施状況(令和5年度末現在)

(単位：事業、千円)

都道府県名	事業数	事業費	交付金充当額
北海道	13	14,136,689	13,958,473
青森県	3	4,947,973	4,606,338
岩手県	9	3,662,617	3,662,617
宮城県	56	7,817,353	4,926,707
秋田県	61	3,914,499	3,737,725
山形県	23	4,049,906	4,049,906
福島県	27	5,028,373	4,974,276
茨城県	22	6,250,884	6,250,845
栃木県	36	4,648,496	4,648,492
群馬県	21	4,478,871	4,477,562
埼玉県	20	13,358,288	13,356,221
千葉県	7	12,282,663	10,074,282
東京都	37	19,586,241	19,201,289
神奈川県	19	18,939,732	15,033,323
福井県	29	2,743,944	2,738,721
山梨県	22	3,208,747	3,052,285
長野県	20	5,897,047	5,867,360
岐阜県	47	5,468,775	4,918,282
静岡県	21	7,442,858	7,425,000
愛知県	29	13,362,319	11,596,758
三重県	31	3,797,170	3,792,189
滋賀県	30	3,246,063	3,234,645
京都府	30	5,788,558	5,781,476
大阪府	19	29,199,781	16,587,123
兵庫県	28	12,694,526	12,694,526
奈良県	24	9,123,344	3,710,900
和歌山県	12	3,563,936	3,563,936
鳥取県	17	2,817,264	2,817,264
島根県	28	3,723,622	3,559,397
岡山県	28	4,913,331	4,913,080
広島県	19	4,502,682	4,502,567
山口県	25	3,797,537	3,797,537
徳島県	9	3,179,455	3,008,178
香川県	15	3,647,276	3,519,276
愛媛県	22	4,286,570	4,273,059
高知県	48	3,677,554	3,564,449
福岡県	45	11,643,654	11,643,555
佐賀県	19	3,348,468	3,348,468
長崎県	32	4,875,033	4,745,043
熊本県	63	5,746,083	5,411,983
大分県	23	4,219,638	3,701,942
宮崎県	27	4,001,038	4,001,038
鹿児島県	42	5,908,773	5,595,528
沖縄県	11	4,301,619	4,301,619
44都道府県合計	1,169	307,229,271	274,625,254

上記の1,169事業について、調書に基づきその実施状況を検査したところ、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援に対する交付金充当額が計920億余円となっており、交付金充当額が最も多額となっていた。このほか、交付金充当額が多額となっていたのは、医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援が計421億余円、農林水産業における物価高騰対策支援が計418億余円、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援が計364億余円となっていた(図表26参照)。

図表26 交付金充当額が多額となっている物価高騰対応分の事業メニュー別一覧
(単位：事業、千円)

事業メニュー	事業数	事業費	交付金充当額
中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援	296	102,450,095	92,090,669
医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	144	42,548,648	42,199,039
農林水産業における物価高騰対策支援	312	43,663,008	41,803,460
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	99	52,261,829	36,401,813

カ 重点支援交付金

(ア) 重点支援交付金の概要

重点支援交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的、効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するものである。そして、交付対象事業は図表27のとおりとされている。

図表27 重点支援交付金の交付対象事業

事業名	事業の概要
(1) 推奨事業メニュー	学校給食費等の負担軽減等の子育て世帯の支援等の生活者支援4事業、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援等の事業者支援4事業の計8事業を推奨事業メニューとして示している。なお、各地方公共団体が、推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象となる。
(2) 低所得者世帯支援事業	住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安とする支援を実施。別途、重点支援交付金(推奨事業メニュー分)と組み合わせることで、地域の実情に応じて低所得者世帯への支援方法(現物・現金)を自由に設定することも可能とされている。

(イ) 重点支援交付金による事業の実施状況とそれに対する交付金充当額の状況

重点支援交付金による事業の実施状況について、44都道府県から調書の提出を受けるなどして集計したところ、4、5両年度の実施計画に基づき実施した重点支援交付金による事業は、計2,364事業となっており、事業費計7872億余円、交付金充当額計6575億余円となっていた(図表28参照)。

図表28 重点支援交付金による事業の実施状況(令和5年度末現在)

(単位：事業、千円)

都道府県名	事業数	事業費	交付金充当額
北海道	35	37,318,728	37,308,571
青森県	28	12,144,265	11,659,841
岩手県	57	10,784,485	10,677,244
宮城県	108	16,581,286	12,814,446
秋田県	102	11,199,128	10,566,882
山形県	74	10,058,449	10,058,416
福島県	55	13,031,960	12,894,965
茨城県	52	13,318,616	13,318,569
栃木県	34	8,576,851	8,575,477
群馬県	28	9,101,281	9,101,281
埼玉県	62	37,750,546	30,559,906
千葉県	26	27,109,484	25,890,126
東京都	55	52,051,021	38,535,481
神奈川県	89	33,802,993	32,177,577
福井県	79	7,509,856	7,235,807
山梨県	25	8,382,976	8,159,796
長野県	51	14,463,424	14,460,597
岐阜県	71	12,240,212	11,964,935
静岡県	70	17,276,708	17,276,708
愛知県	65	35,703,121	28,394,457
三重県	37	12,411,056	9,772,769
滋賀県	59	8,014,303	8,013,850
京都府	35	14,462,636	14,420,545
大阪府	34	52,347,417	38,400,455
兵庫県	63	23,700,975	23,664,275
奈良県	32	14,844,171	9,702,284
和歌山県	46	9,785,084	9,438,972
鳥取県	55	7,840,056	7,797,598
島根県	80	8,897,491	8,571,301
岡山県	49	10,695,926	10,695,926
広島県	35	14,318,540	14,318,170
山口県	40	10,688,461	10,432,358
徳島県	57	8,121,824	7,903,640
香川県	12	7,852,983	7,418,522
愛媛県	34	10,670,965	10,575,542
高知県	75	9,343,262	8,794,122
福岡県	50	27,577,897	27,565,286
佐賀県	69	8,235,565	8,235,565
長崎県	68	11,737,400	11,373,331
熊本県	93	14,546,071	13,811,346
大分県	44	77,201,733	9,775,823
宮崎県	42	10,307,729	10,152,499
鹿児島県	50	12,930,891	12,878,441
沖縄県	39	12,283,168	12,251,968
44都道府県合計	2,364	787,221,017	657,595,683

上記の2,364事業について調書に基づきその実施状況を検査したところ、医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援の交付金充当額が計1978億余円となっており、交付金充当額が最も多額となっていた。このほか、交付金充当額が多額となっていたのは、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援が計1497億余円、農林水産業における物価高騰対策支援が864億余円、消費下支え等を通じた生活者支援が計855億余円となっていた(図表29参照)。

図表29 交付金充当額が多額となっている重点支援交付金の事業メニュー別一覧
(単位：事業、千円)

事業メニュー	事業数	事業費	交付金充当額
医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	640	200,850,948	197,823,935
中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援	365	164,011,342	149,748,866
農林水産業における物価高騰対策支援	530	88,188,662	86,495,054
消費下支え等を通じた生活者支援	84	88,218,993	85,526,200

また、重点支援交付金の生活者支援に関する事業のうち、学校給食費等の負担軽減等の子育て世帯の支援を目的とする事業において、支援対象とならない教職員等を含むなどして、コロナ交付金が過大に交付されていた事態が見受けられ、令和5年度決算検査報告に3件不当事項として掲記した(前掲65ページの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費を過大に精算するなどしていたもの」のうち(26)～(28)参照)。

(3) 効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況

各地方公共団体は、1(1)エのとおり、交付金事業の終了後に、効果検証を実施し、状況及び検証結果を公表するものとされているほか、説明責任を果たすように要請されている。また、本院は、4年10月に、内閣府が地方公共団体に対して速やかに効果検証を実施して検証結果を公表するよう周知することなどについて意見を表示し、内閣府は、4年11月に地方公共団体に対して事務連絡を発して周知している。

今回、44都道府県における効果検証の実施状況及び検証結果の公表状況について検査したところ、6年4月末現在では、2年度及び3年度については44都道府県全てが検証結果を公表済みであり、4年度については繰越事業を除いて42都道府県が公表済みであるとしている。また、5年度については、公表データの集計中等の理由により公表しているところはなかった。

そこで、調書に基づき効果検証の内容について検査したところ、44都道府県のうち12県においては、アンケート調査による評価等を活用したとしていた。また、これに加えて、商品券を発行する事業について都道府県産業連関表及び家計調査を利用して分析した結果として経済波及効果の金額を示しているものも見受けられた。

その他の32都道府県においては、交付金事業を行った担当部署等が、議会への説明等のために作成した事業の実績額や実施した事業の内容を検証結果として公表していた。

そして、32都道府県における効果検証について、会計実地検査等により具体的な公表内容をみたところ、4府県において次のような状況が見受けられた。

- ① 大阪府及び山口県において、コロナ交付金の実施計画に掲載している事業単位ではなく、地方公共団体における施策単位に基づいて実績額等を公表していることから、交付金事業について、実施計画に対して実績がどのようになっているか確認することが困難である状況となっていた。
- ② 岩手県において、単に交付金事業の概要を検証結果として公表するにとどまり、交付金事業の実績額の内訳や効果については確認することができない状況となっていた。
- ③ 福岡県において、交付金事業のうち同県が選定した一部の交付金事業についてしか検証結果を公表しておらず、その他の交付金事業についての実施状況及び効果については確認することができない状況となっていた。

なお、会計実地検査の結果を踏まえ、4府県においては、公表内容を改め、上記の状況は解消されている。

内閣府は、1(1)エのとおり、制度要綱を改正するなどして効果検証を実施し、検証結果を公表するよう周知しているが、効果検証の内容については地方公共団体の判断に委ねている。その結果、一部の地方公共団体において、十分とはいえない効果検証が行われており、透明性が確保されておらず、説明責任が十分に果たされているか疑義がある状況が見受けられた。

そして、内閣府は、コロナ交付金の効果検証に関する調査を3年度から5年度までの間に実施してその結果を公表しており、交付金充当額に関しては、実施計画に記載された全ての事業を調査対象としたとしているが、交付金事業の実績、効果等に関しては、全ての事業ではなく地方公共団体や内閣府が抽出した事業を対象として、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえて取りまとめていた。

4 本院の所見

コロナ交付金は、原則として用途に制限はないとされ、自由度が高く活用が可能な制度とされており、2年度から数年間にわたり補正予算や予備費により多額の予算措置が行われて、地方公共団体に対して交付されている。また、実施計画は内閣府に、実績報告書は総務省等にそれぞれ別々に提出されており、国は、コロナ交付金の交付を受けた全ての地方公共団体における交付金事業の実施状況や交付金充当額について網羅的に把握していない状況であり、コロナ交付金の全体の執行状況を取りまとめたものは公表されていない。

そこで、本院がコロナ交付金の全体像について、国の予算措置とその執行状況、コロナ交付金の交付を受けた地方公共団体における事業の執行状況、コロナ交付金に係る不正受給等の発生やそれに伴う返還等の状況、地方公共団体における効果検証の状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

2年度から4年度までの3年間の予算総額は18兆3259億余円と多額になっており、毎年度、多額の繰越しが見受けられ、不用額は3兆2665億余円となっている。そして、最終年度の4年度末に措置された予備費1兆2000億円は全額が繰り越されていた。

さらに、地方公共団体における交付金事業の実施状況についてみると、当初は新型コロナウイルス感染症対応の事業に使用されていたが、4年度には物価高騰対策に事業内容が変化していた。

また、内閣府は地方公共団体に対して、コロナ交付金を効果的、効率的な事業に活用するとともに、説明責任を果たすよう要請しており、事業実施後の効果検証についてもその具体

的な実施方法は地方公共団体に委ねられている。

しかし、実際には、地方公共団体において、不正受給等に係る事業者等からの返還金が未納付となっていることから当該返還金に係る交付金充当額が国庫へ未返還となっている状況、実施計画に基づく交付金事業の単位ではなく地方公共団体の施策単位に基づいて実績額等を公表していることから、実施計画に対して交付金事業の実績がどのようになっているか確認することが困難であるなどの十分とはいえない効果検証が行われ、説明責任が十分に果たされているか疑義がある状況が見受けられた。

については、上記のような状況を踏まえて、国は、次の点に留意するなどして、関係者と相互に連携を図り、適切に対応していく必要がある。

ア 国は、今後、原則として用途の制限がなく、自由度が高く活用が可能な同種の交付金による事業を実施する場合は、交付金による事業の終了後に地方公共団体において交付金事業の単位で適切に効果検証を実施すること、また、検証結果を取りまとめるなどして公表し、交付金による事業の執行に関する説明責任を果たせるような仕組みをあらかじめ整備するなど、交付金による事業の実施について適切に国民への情報提供を行う態勢を検討すること

イ 内閣府及び総務省は、各都道府県における国庫返還を要するコロナ交付金の額等を把握するとともに、国庫へ未返還となっているコロナ交付金について、当該都道府県における返還等の状況を確認した上で、今後も引き続き国庫への返還に向けて適切に対応するよう、当該都道府県に働きかけること

本院としては、今後、国が、地方単独事業に充てることのできる同種の交付金を地方公共団体に交付する際は、その実施状況について注視していくこととする。